

# 審査における注意事項

## ●過去の申請からの注意事項●

1	<p>厚岸町ではこれまで建設工事等の申請書においては(一社)北海道土木協会が販売していた市町村統一様式を使用していましたが、令和6年2月をもって販売が終了したため、<u>今回の申請より、厚岸町ホームページに様式を掲載しております。</u></p> <p><u>※ 申請書は必ず紙ファイルに綴じて背表紙に会社名を記載してください。</u></p>
2	<p>原則郵送による受付とします。</p> <p>必ず返信用封筒(長形3号(120mm×235mm)程度の封筒に110円切手の貼ったもの)を同封して提出してください。</p> <p>※ 窓口を持参された場合は書類の受取りだけを行い、受理票の発行や不足書類のチェックなどはしません</p> <p>※ 窓口で書類を提出される場合であっても、返信用封筒が必要となります。</p>
3	<p>●本社・支店に関わらず厚岸町の町税が課税されている方 ～本社の所在地の「国税」の納税証明 と 「厚岸町の町税」の納税証明</p> <p>●本社・支店に関わらず厚岸町の町税が課税されていない方 ～本社の所在地の「国税」の納税証明書</p> <p>※ 「市区町村税」の納税証明書の添付は不要です</p> <p>※ 令和5・6年度分申請分までは、厚岸町に納税義務がない場合は「厚岸町税等に関する申立書」を提出してもらっていましたが、今回の申請より提出不要となりました。</p>
4	<p>建設工事の資格要件に、「健康保険」・「厚生年金保険」・「雇用保険」すべてにおいて、加入若しくは適用除外であることが、必要です。</p> <p><u>いずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことができません。</u></p> <p>総合評定値通知書(経営規模等評価結果通知書)のその他の審査項目において「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」で、それぞれの加入の有無を確認します。</p> <p>「無」がある場合は、その後、該当する保険に加入したことがわかる書類等で確認します。</p> <p>【例】新規適用届、保険適用事業所届、保険料領収書など</p>